



No. 302

令和4年7月3日

## トピックス ～ 2020年改正民法のポイント ～

2020年4月に改正民法が施行されております。この民法改正は

- ①社会・経済の変化に対応させる
  - ②民法を国民一般にわかりやすいものとする
- ことを目的としています。

今号では、改正前民法の定めを大きく変更している次の1から5についてご案内します。  
詳しくは当事務所にお尋ねください。

### 1. 消滅時効に関する見直し

#### ◎時効期間、起算点の見直し

- (1) 債権は原則として次の期間で時効消滅することになりました。  
『債権者が権利を行使できることを知った時』(主観的起算点)から**5年**  
『権利を行使することができる時』(客観的起算点)から**10年**
- (2) 短期消滅時効、商事消滅時効は廃止されました。
- (3) 人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権は、債務不履行又は不法行為にかかわらず、  
**主観的起算点から5年、客観的起算点から20年**で時効消滅となりました。
- (4) 不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限が消滅時効期間であることが明記されました。  
(補足) **主観的起算点**は状況、好み、立場によって意見が変わるケースがあります。

### 2. 法定利率に関する見直し

- (1) 3年毎に法定利率を見直す制度(緩やかな変動制)が導入されました。
- (2) 改正民法施行時に法定利率が**5%から3%**に引き下げされました。
- (3) 商事法定利率は廃止され、民法に定める法定利率を適用することとされました。

### 3. 保証に関する見直し

- (1) 個人根保証に関する極度額ルール等適用対象の拡大  
従前は、個人根保証のうち、貸金等債務を主債務とする根保証に限って極度額の定めがなければ契約が無効となる等とされていましたが、すべての個人根保証について極度額の定めが必要になりました。
- (2) 事業用融資における個人による第三者保証の制限(公証人による意思確認手続の新設)
- (3) 保証人に対する情報提供義務の新設
- (4) 連帯保証人に対する履行請求の相対効化(主たる債務には効力が及ばなくなる)

### 4. 債権譲渡に関する見直し

### 5. 約款(定型約款)に関する規定の新設

- (1) 定型約款の定義
  - ①特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であること
  - ②取引の内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものであること
- (2) みなし合意の要件(次のいずれか)
  - ①定型約款を契約の内容とする旨の合意をする。
  - ②定型約款を準備したものがあらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示する。

### 6. 経過措置

いずれの規定も改正前の法律行為等に関しては全て、改正前民法が適用される

空梅雨に終わり、一挙に夏本番を迎えております。太平洋高気圧が日本をすっぽりと覆い、遂に名古屋でも40度を超える猛暑となっております(もともと、今日は台風の影響もあって幾分過ごしやすくなっておりますが)。発展途上国並みに電力供給がひっ迫して綱渡りという一昔前には考えられない事態に産業界のみならず各事業所・家庭においても節電対策に加えて熱中症対策が他人ごとではなくなっております。

先月号で小生もいよいよ本格的に後期高齢者に仲間入りをしたとお伝えしましたが、小生の現在の心境にピッタリのエッセイが見つかりましたので紹介させていただきます。

高齢者専門の精神科医として、30年以上に亘って高齢者医療の現場に携わっている和田秀樹先生の著書『80歳の壁』(幻冬舎新書)から、そのエッセンスを箇条書きにしてみました。書物そのものもサクサクと読みやすく、肯くところが満載です。曰く、

◎老いを受け入れ、できることを大事にする。

「幸せ」とは、本人の主観によるもの、つまり、自分がどう考えるかによって決まってくるもの。「ないない」と思うか、「あるある」と思うのか。

⇒小生の取り柄は常にプラス思考なことです。減点法ではなく、加点法で行きましょう。

◎高齢者になったら健康診断はしなくていい。医療に頼るなかれ、医師には「健康」という視点が無い。

「血圧が高い」、「肝臓の数値が悪い」。患者は薬漬けになったりして、逆に不調や寿命を縮める原因になりかねない。

⇒確かに、癌なんかは、早期発見で命拾いすることもあり、一概に健康診断・人間ドックを否定するものではありませんが、数値に一喜一憂しない方が健康的かもしれません。

◎癌を切る、切らない、どちらが長生きできるか、正解はない。

「手術が成功したら長生きできます」とは言っても、「ヨボヨボになりますけれどね」とか「そのうち他の癌が出てくるかもしれないですが」とまでは言ってくれません。とにかく、数値だけで「異常」と判断され、薬を飲み続けるという選択は間違っています。⇒同感です!

◎食事は我慢しない。食べたいものは食べる。「少し太っている人のほうが長生き」とよく言われております。つまり、太り気味であるほうが好調だと体の方が知っていて、脳を通して「食べたい」という信号を送っているとも考えられます。

⇒朗報と感じる方が多いのではないのでしょうか。

◎男性ホルモンは元気の源。したいことをして、脳も体も元気に。脳の前頭葉を刺激する。したいことをすると脳は喜び若返る。

⇒高齢化社会で、生き生きと人生を送るための知恵が散りばめられていますが、税理士として、興味深い提案?がありますので最後に記したいと思います。

◎子どもにはお金を残さない。お金があるなら使ってしまう。

経済が回らない(まさに日本の現状です!)のはお金が滞っているからです(一説によれば高齢者が保有する金融資産は1200兆円とか)。暴論かもしれませんが仮に相続税を100%にしたらどうなるでしょうか?「税金に取られるくらいなら使ってしまうおう」とお金をバンバン使い始めます。そうなれば、高齢者は元気になり、健康寿命も延びていきます。国全体の医療費も下がっていくでしょうし、いいこと尽くしです。しかも、相続税収で消費税の減税ができるので若い世代の負担も減ります。ちょっと話が大きくなりましたが、いずれにしても、財産を子どもに残すために、自分はしたい事を我慢する、というのは本末転倒です。自分にも不幸だし、子どもにも不幸だし、日本のためにも不幸でしかありません。

⇒実現可能性はともかく、ユニークな発想です。皆さんはどう思われますか?



(令和4年7月3日 所長 橋本)